

京都市告示第310号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月5日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都環状線	下京区七条御所ノ内南町107番地地先から 南区吉祥院西ノ庄門口町27番地の2地先 まで	旧	メートル 35.00	メートル 25.40 ~ 26.25
		新	35.00	27.00 ~ 45.20
梅小路通	下京区七条御所ノ内南町108番地地先から 同町107番地地先まで	旧	34.10	5.80 ~ 5.85
		新	34.10	4.00

(建設局土木管理部道路明示課)